平成25年度「練馬子ども議会」の開催について

1 目的

子どもたちの健全育成を願い「練馬子ども議会」を下記の目的により実施する。

(1)区政に関する意見の聴取

子どもたちが日ごろ疑問に思っていることや希望など、豊かな感性から出された意見を区 が聴取し、区政に反映させる機会とする。

(2)区政や区議会や選挙の仕組みについての啓発

議員として子ども議会を経験することにより、区政や区議会の仕組みについて学習すると ともに、選挙の仕組みについて理解を深め、区政について関心を深める機会とする。

(3)子どもの権利の周知・啓発

子どもたちが意見を表明する機会を確保することにより、子どもの権利について、広く周 知・啓発する機会とする。

2 開催期日

平成25年7月24日(水) 13:30~15:00 委員会 平成25年8月 1日(木) 14:00~16:00 本会議

3 開催場所

練馬区役所西庁舎本会議場および各委員会室

4 子ども議員数

44~56名

(内訳)

区立中学校(全校)から各1名

3 4 名

国立(1校)・都立(1校)・私立(4校)中学校

0~6名

ジュニアリーダー養成講習会中級生および中級修了生(中学生) 10~16名

5 実施内容

(1)委員会

委員会の構成

委員長

- ・危機管理・企画・区政全般にわたる分野についての委員会
- ・区民生活分野についての委員会
- ・健康福祉分野についての委員会
- ・環境まちづくり分野についての委員会
- ・子ども分野についての委員会 委員会名は学習会で子ども議員が決める。

委員会ごとに2名、子ども議員の中から選任する。

進め方

- ・ 委員会前半・後半で委員長を交代し、子ども議員全員が質問し、理事者が答弁する。
- ・ 各委員会において、子ども議員は質問の概略を事前に提出する。
- ・ 各委員会への出席理事者は、委員会を所管する事業本部長(教育長) 部長(室長、 局長) 経営課長(総務課長、教育振興部教育総務課長)および質問項目に該当する 課長とする。

(2)本会議

議長

子ども議員の中から選任する。

進め方

各委員会から2分野の意見表明(計10組)を行い、理事者が答弁する。 本会議への出席理事者は実際の本会議出席理事者と同様とする。

(3)学習会

第1回学習会 6月 5日(水)16:00~18:00 区政・区議会制度の学習、子ども議会概要説明、委員会づくり

第2回学習会 6月16日(日)13:00~18:00 選挙制度等の学習、本会議質問グループづくり、 本会議質問内容検討、本会議質問原稿作成・提出

第3回学習会 7月10日(水)16:00~18:00 委員会リハーサル、本会議質問原稿修正・提出

第4回学習会 7月24日(水)15:15~17:15 本会議リハーサル

(4)報告書

練馬子ども議会の報告書(500部)を作成し、区内各小中学校等に配布する。

6 練馬子ども議会の役割分担について

(1)練馬子ども議会実行委員会

練馬子ども議会の主要な事項について検討するため、練馬子ども議会実行委員会を設置する。こども家庭部長を委員長、各経営課長、各部(室・局)の庶務担当課長をメンバーとし、 事務局を青少年課に置く。

(2)プロジェクトチーム

練馬子ども議会実行委員会の下部組織としてプロジェクトチーム(12名)を設置する。 各委員会を所管する事業本部等から各2名(学習会の進行管理、助言、委員会の運営等) 区長室広聴広報課から1名(パブリシティ・ねりまほっとライン用映像・写真撮影) 議会事務局から1名(議場の運営補助)

(3)本会議答弁調整会議

本会議の答弁調整を行うため、こども家庭部長、企画部企画課長、総務部総務課長、青少年課長をメンバーとする答弁調整会議を設置する。

(4)事務局

教育委員会事務局こども家庭部青少年課に事務局を置く。

事務局は総合調整、実行委員会・PT説明会の進行管理、本会議の運営、報告書作成・配布等を行う。

7 周知方法

区報 7月11日号 (開催案内) 区のホームページ等に傍聴席の用意も含め、関連記事を掲載する。